



TF2：プラスチック資源徹底回収・サプライチェーンの最適化タスクフォース

家庭由来廃プラスチックについて (回収拡大・サプライチェーンの最適化に向けた 実態把握と論点整理)

令和8年9月29日

1) 容器包装プラ・製品プラの分別状況

容器包装リサイクル法に基づく市区町村の分別収集等の実績(令和5年度)

- 容器包装リサイクル法における市区町村の分別収集の実績では、ペットボトルの実施率の割合が98.8%と高い。一方、プラスチック容器包装は、76%台。

品目名	分別収集量		年間分別基準 適合物量／ 再商品化事業者 他への引渡 量(トン)*1	分別収集実施市町村数		
	年間分別収集 見込量 (トン)*1*2	年間分別 収集量 (トン):*1		実施 市町村数*3	全市町村*4に 対する実施率 (%)	人口 カバー率 (%)
無色のガラス製容器	262,597	236,740	230,699	1,643	94.4	97.7
茶色のガラス製容器	209,304	194,899	188,726	1,649	94.7	97.8
その他の色のガラス製容器	197,821	202,889	175,189	1,681	96.6	98.4
紙製容器包装	83,209	70,421	67,320	602	34.6	32.7
ペットボトル	338,782	350,462	332,449	1,720	98.8	99.7
プラスチック製容器包装	762,475	757,384	693,998	1,326	76.2	84.0
(うち白色トレイのみ)*5	5,113	1,263	1,194	383	22.0	17.6
(うち白色トレイのみを除く)	757,362	756,121	692,804	1,181	67.8	77.9
スチール製容器	139,674	114,134	110,957	1,690	97.1	97.1
アルミ製容器	160,354	138,949	135,166	1,689	97.0	96.9
段ボール製容器	764,155	618,517	611,972	1,603	92.1	92.8
飲料用紙製容器	14,582	9,347	9,193	1,270	72.9	85.0
合計	2,932,953	2,693,742	2,555,669	—	—	—

※ 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

*1 年間分別収集見込量、年間分別収集量及び年間分別基準適合物量／再商品化事業者他への引渡には市町村独自処理量が含まれる。

*2 年間分別収集見込量は第10期分別収集計画策定時のもの。

*3 実施市町村は令和6年3月末時点の数値。

*4 令和6年3月末時点での全市町村数は1,741(東京23区を含む)。

*5 「うち白色トレイのみ」とは、他のプラスチック製容器包装とは別に白色トレイだけを分別収集した数値。

R7年度調査：プラ資源の回収率向上に関する調査

- 環境省「令和7年度プラスチックの資源循環等に係る施策の推進業務」の一環として、家庭から排出される一般廃棄物を中心とするプラスチック使用製品の回収率及び収率向上に関する調査・実証事業を、二つの自治体の一部地区を対象に実施した。
- 同調査では、通常通りの区分で回収している「プラスチックごみ（容器包装・製品プラスチック）」と「可燃ごみ」を対象に組成調査を実施し、リサイクルに向いている「きれいなプラスチックごみ」が占める割合を把握した。
- 一部地区では通常「可燃ごみ」に排出しているプラスチックごみについて、一定期間、なるべく「プラスチックごみ」に分別してもらうように周知を行い、市民による分別協力率の変化を把握した。

R7年度調査 対象自治体

自治体	地区	人口(男女構成)	世帯数	過年度プラスチック回収量※1
静岡県掛川市	A地域、B地域、C地域	2,017人 (男性1,027人、女性990人)	943世帯	1.54t(直近3年間の月平均) 1.38t(R6年9月)※2
富山県富山市※3	大山地域 (上滝・大山・福沢・大庄)	8,476人 (男性4,077人、女性4,399人)	3,690世帯	4.11t(R6年11月) 4.31t(R6年月平均)

※1 実証時期の過年度同月比を確認するため、回収実証時期のデータと特定の期間の特殊要因が生じていないことを確認するための過年度平均値を両方掲載している。

※2 掛川市の回収量は実証地区と回収地域ブロックが整合しないため、推計に基づく。

※3 令和7年3月末時点データ(富山県富山市提供)より三菱総合研究所にて作成

R7年度調査における組成調査の分類項目

R7年度調査での組成調査におけるプラスチックごみ・燃えるごみ中のプラスチックの分類項目

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 容器包装 きれい 容器包装 洗えばきれいになる 容器包装 洗ってもきれいにならない | <ul style="list-style-type: none"> 製品 きれい 製品 洗えばきれいになる 製品 洗ってもきれいにならない 製品 異物付き その他 |
|---|---|

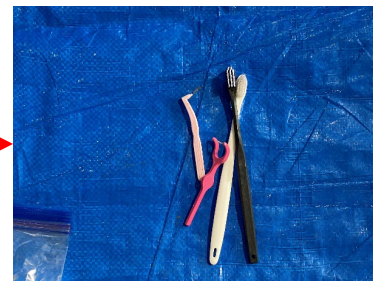
R7年度調査：掛川市 組成調査結果（燃えるごみ）

- 燃えるごみのプラスチック組成調査の結果、回収した燃やすごみのうち、プラは17.0%であった。「きれい」なプラスチックは7.0%であり、「洗えばきれいになる」「汚れ」のものは7.8%であった。これにより燃やすごみのプラのうち**41%が「きれい」なプラ**であり（「きれい」なプラスチック計7.0%を分子、燃やすごみに含まれるプラスチックのうち排出用袋を除く計17.0%を分母として算出）、分別余地があることがわかった。
- プラスチックとして分別可能な「きれいな」プラもあり、**さらなる周知とごみの分別を徹底することで、燃やすごみの減容化も見込め、自治体の収集運搬及び焼却処理の負荷低減**につながる可能性がある。

大分類	小分類	重量(kg)	重量(%)
プラスチック製容器包装	きれい	5.380 kg	5.3%
	洗えばきれいになる	5.058 kg	5.0%
	汚れ	0.744 kg	0.7%
プラスチック製品	きれい	1.704 kg	1.7%
	洗えばきれいになる	1.164 kg	1.1%
	汚れ	0.954 kg	0.9%
	異物付き	2.164 kg	2.1%
その他プラスチックではないもの		83.362 kg	82.3%
排出用袋		0.724 kg	0.7%
合計		101.254 kg	100.0%



(例)きれいなプラスチック製容器包装



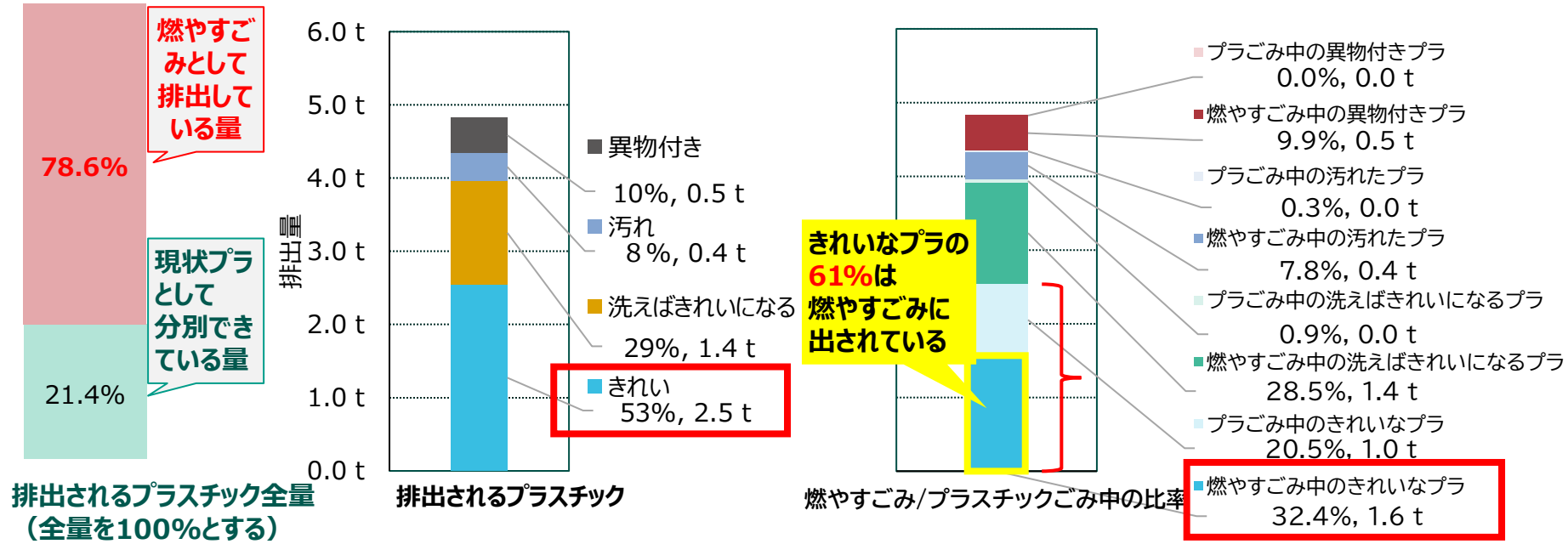
(例)きれいなプラスチック製品

※重量については少数点第3位、重量比については少数点第1位で四捨五入をしているため、各値の合計と合計値が一致しない場合がある。

R7年度調査：掛川市 プラスチック回収率向上のための施策案

- 掛川市のプラスチックの回収率（＝分別協力率。プラ資源排出重量 / （プラ資源排出重量 + 可燃ごみ中のプラ排出重量）※）は21.4%であり、回収できていない残りの78.6%のプラスチックを回収する施策が必要である。※同市の実証期間中の各ごみ区分の一人当たり排出量にプラスチック割合（組成調査結果）を乗じて算出。
- 排出されるプラスチックのうち多くを占めるのは「きれい」なプラスチックで53%であり、そのうち**32.4%が燃やすごみに捨てられており、回収率を上げるためにはこの燃やすごみ中の「きれい」なプラを分別してもらうようにする方針が最も効果がある**と考えられる。

排出されるプラスチックに対して組成調査結果を反映した分類ごとの比率



R7年度調査：富山市 組成調査結果（燃やすごみ）

- 燃やすごみのプラスチック組成調査の結果、回収した燃やすごみのうち、プラは19.6%であった。このうち「きれい」なプラは12.7%であり、「洗えばきれいになる」「汚れ」のプラは6.7%であった。これにより燃やすごみのプラのうち65%が「きれい」なプラであり（「きれい」なプラスチック計12.7%を分子、燃やすごみに含まれるプラスチックのうち排出用袋を除く計19.6%を分母として算出）、分別余地があることがわかった。

大分類	中分類	小分類	重量(kg)	重量(%)
プラスチック製容器包装 22.730 kg 15.2%	きれい 15.960 kg 10.7%	フィルム	9.930 kg	6.6%
		トレイ・カップ・キャップ	5.032 kg	3.4%
		ボトル	0.904 kg	0.6%
		チューブ	0.000 kg	0.0%
		緩衝材・その他	0.094 kg	0.1%
	洗えばきれいになる 5.724 kg 3.8%	フィルム	1.558 kg	1.0%
		トレイ・カップ・キャップ	3.632 kg	2.4%
		ボトル	0.534 kg	0.4%
		チューブ	0.000 kg	0.0%
		緩衝材・その他	0.000 kg	0.0%
	汚れ 1.046 kg 0.7%	フィルム	0.324 kg	0.2%
		トレイ・カップ・キャップ	0.194 kg	0.1%
		ボトル	0.174 kg	0.1%
		チューブ	0.354 kg	0.2%
		緩衝材・その他	0.000 kg	0.0%
プラスチック製品 6.536 kg 4.4%	きれい		3.014 kg	2.0%
	洗えばきれいになる		1.984 kg	1.3%
	汚れ		1.314 kg	0.9%
	異物付き		0.224 kg	0.1%
上記プラスチック以外	指定ベットボトル		3.358 kg	2.2%
	リサイクル可能な紙		24.320 kg	16.2%
	その他のごみ		91.308 kg	61.0%
排出用袋			1.444 kg	1.0%
合計			149.696 kg	100.0%



きれいな容器包装プラ
(フィルム)



きれいな容器包装プラ
(ボトル)



洗ったらきれいな容器包装プラ
(フィルム)



汚い容器包装プラ
(フィルム)

R7年度調査：富山市 組成調査結果（燃やすごみ）

- 回収した燃やすごみに占めるプラスチック資源は、重量ベースだと～20%程度ではあるが、燃やすごみの嵩のうち半分程度を占める。
- 燃やすごみにもプラスチックとして分別可能な「きれいな」プラだけでも相当量残っており、**さらなる周知とごみの分別を徹底することで、燃やすごみの減容化も見込め、自治体の収集運搬及び焼却処理の負荷低減**につながる可能性がある。

(参考)
可燃ごみ中の
リサイクル可能な紙
(重量ベース16.2%)



燃やすごみ中のプラスチックごみのうち65%（重量ベース）がきれいなプラスチックであり、そのままプラスチック資源として分別可能なプラスチックが残っている。

可燃ごみ中の
プラスチックではないもの
(重量ベース77.2%)
(ペットボトルを含まない)

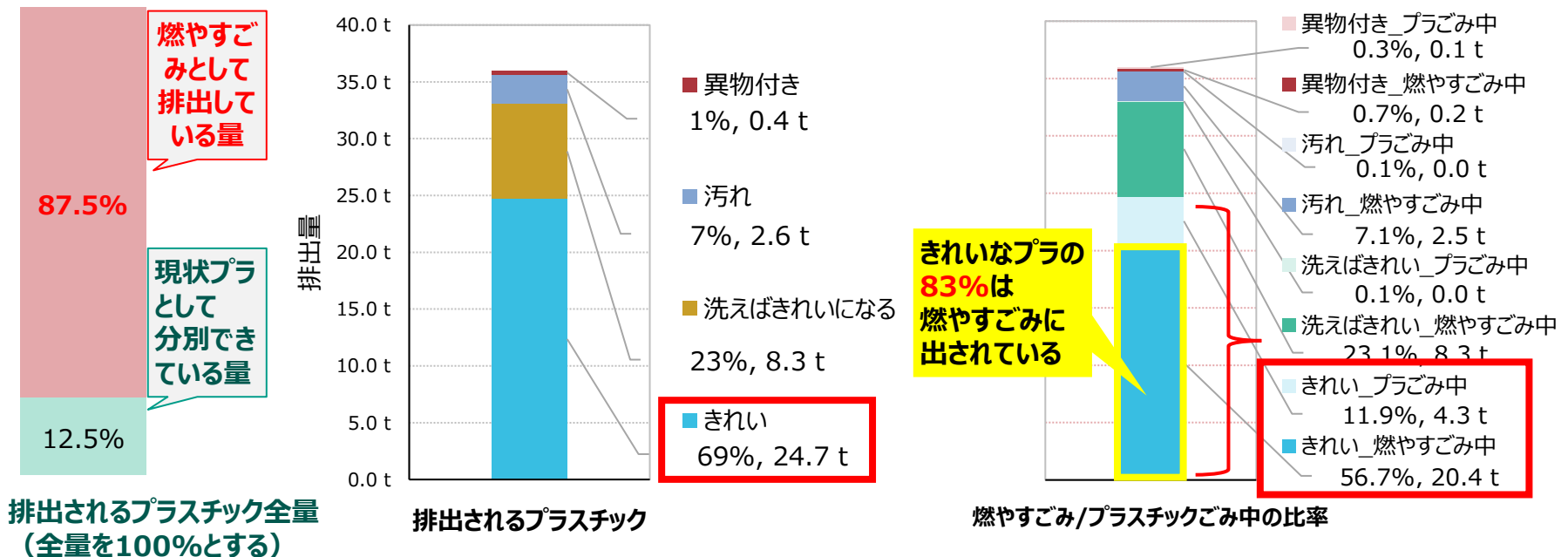
可燃ごみ中の
プラスチック製容器包装及び製品
(重量ベース19.6%)

(参考)
可燃ごみ中の
ペットボトル
(重量ベース2.2%)

R7年度調査：富山市 プラスチック回収率向上のための施策

- 富山市のプラスチックの回収率（＝分別協力率。プラ資源排出重量 / （プラ資源排出重量 + 可燃ごみ中のプラ排出重量）※）は12.5%であり、回収できていない残りの87.5%のプラスチックを回収する施策が必要である。※同市の実証期間中の各ごみ区分の一人当たり排出量にプラスチック割合（組成調査結果）を乗じて算出。
- 排出されるプラスチックのうち多くを占めるのは「きれい」なプラスチックで69%であり、そのうち**57%が燃やすごみに捨てられており**、回収率を上げるためにはこの燃やすごみ中の「きれい」なプラを分別してもらうように**する方針が最も効果がある**と考えられる。

排出されるプラスチックに対して組成調査結果を反映した分類ごとの比率



R7年度調査結果のまとめ

- R7年度調査では、「可燃ごみ」に排出しているプラスチックごみについて、一定期間、なるべく「プラスチックごみ」に分別してもらうことによる、市民による分別協力率の変化を把握したが、市民への分別呼びかけの効果は限定的であった。
- さらに、回収したプラスチックごみについて、再商品化事業者による収率向上の検討も実施した。各自治体の一部地区で回収したプラスチックごみの再商品化を実施した事業者は、光学選別機の選別精度を下げることで、収率を向上させつつ、一定の品質を維持することができた。ただし、処理工程の調整等が必要でありコストメリットを得ることは難しい点も明らかとなった。

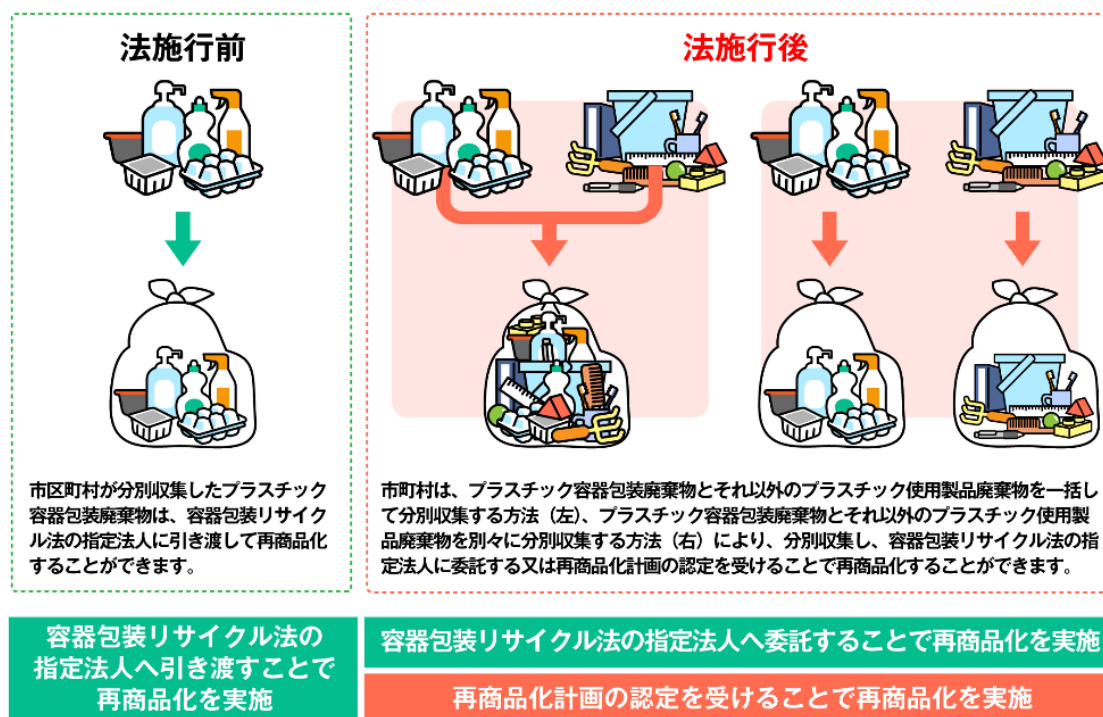
R7年度調査の目的・内容・結果の概要

目的	● 家庭由来プラスチックの回収率向上策を検証 ● リサイクル工程における収率向上策を検証
内容	● 掛川市、富山市の2自治体の一部地区で以下を実施 ・ 市民へプラスチック分別協力を呼びかけ ・ 可燃ごみとなるプラスチックの排出を促進 ● 回収後に組成調査を実施 ● 回収プラスチックの再商品化（選別・洗浄・ペレット化）を実施し、収率・品質・コストへの影響を評価
結果	● 可燃ごみ中に多くのプラスチックが残存 ・ 可燃ごみ中のプラスチック割合は約20%弱。「きれいなプラスチック」が残存。 ● 市民への分別呼びかけ効果は限定的 ・ 掛川市では回収量増加はほぼ確認できず、富山市では回収量が8～13%増加した。 ・ 市民への呼びかけで、通常、可燃ごみとして排出しているプラスチックごみを、「プラスチックごみ」として排出してもらうことの効果は限定的であると確認した。 ● 回収プラスチックの品質は概ね良好であり、リサイクラー側の工夫で収率向上が可能であったが、コストメリットを得るには至らなかった。

2) プラスチック資源循環促進法の 現状と課題

プラスチック資源循環促進法（R4年4月1日施行）

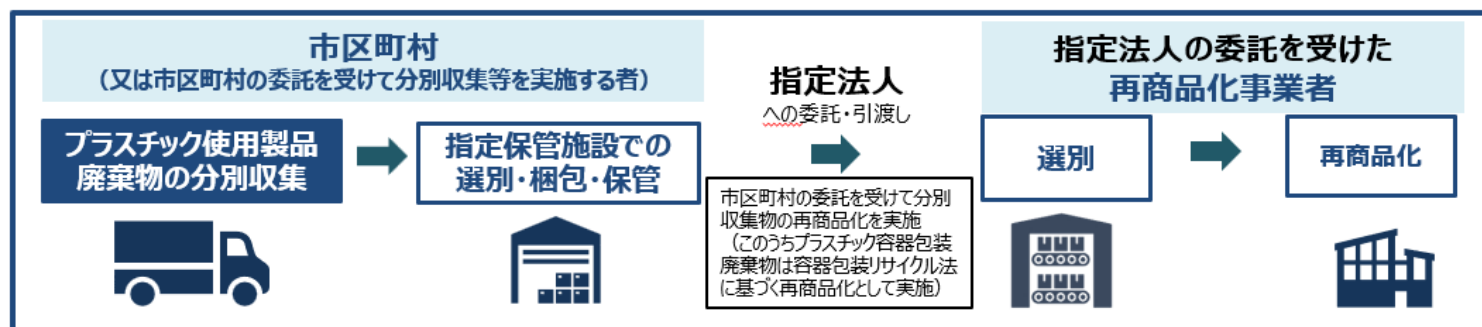
- プラスチック資源循環促進法は、地方自治体（市区町村）に対して、**プラスチック製容器包装と製品プラスチックの両方を分別回収・リサイクル**することを求めている。
- 地方自治体は、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を、①**容器包装リサイクル協会に容器包装・製品まとめて引き渡してリサイクルする（第32条）**、②**大臣認定の下リサイクル事業者と連携して一気通貫でリサイクルを行う（第33条）**、のいずれかにより実施することが可能。
- 容器包装・製品両方のプラスチック資源を全域で分別収集・リサイクルすることを、自治体のごみ処理を支援する**循環型社会形成推進交付金の要件**として、プラスチック資源の分別を促進。



プラスチック資源循環促進法33条の再商品化計画の意義

- 33条の再商品化計画により、自治体と事業者が連携した計画を国が認定することで、回収から再商品化までの工程を一体化・合理的にする。**中間処理の無駄を省いてコストを削り**、プラスチック全般の一括リサイクルの促進を図るものである。

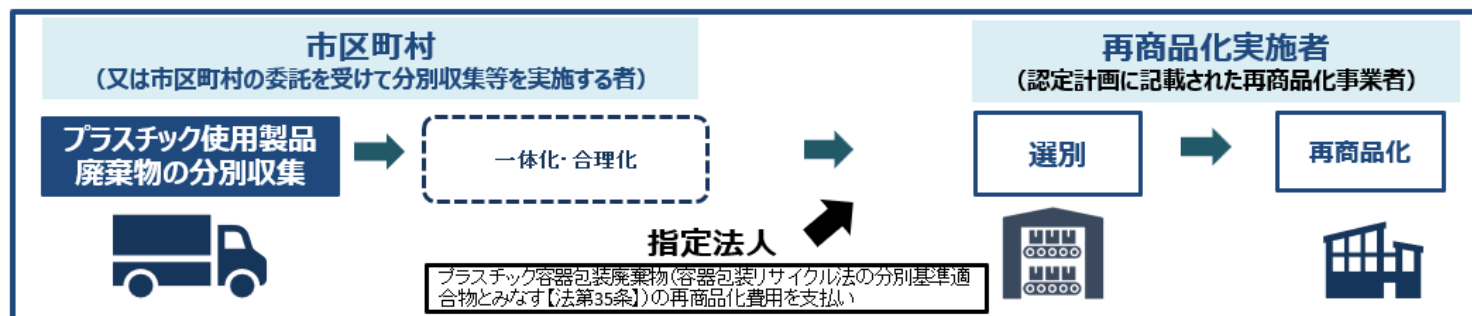
(1) 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法（法32条）



市区町村は**分別収集物の基準及び手引き**に従って分別収集・再商品化する必要があります。

(2) 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（法33条）

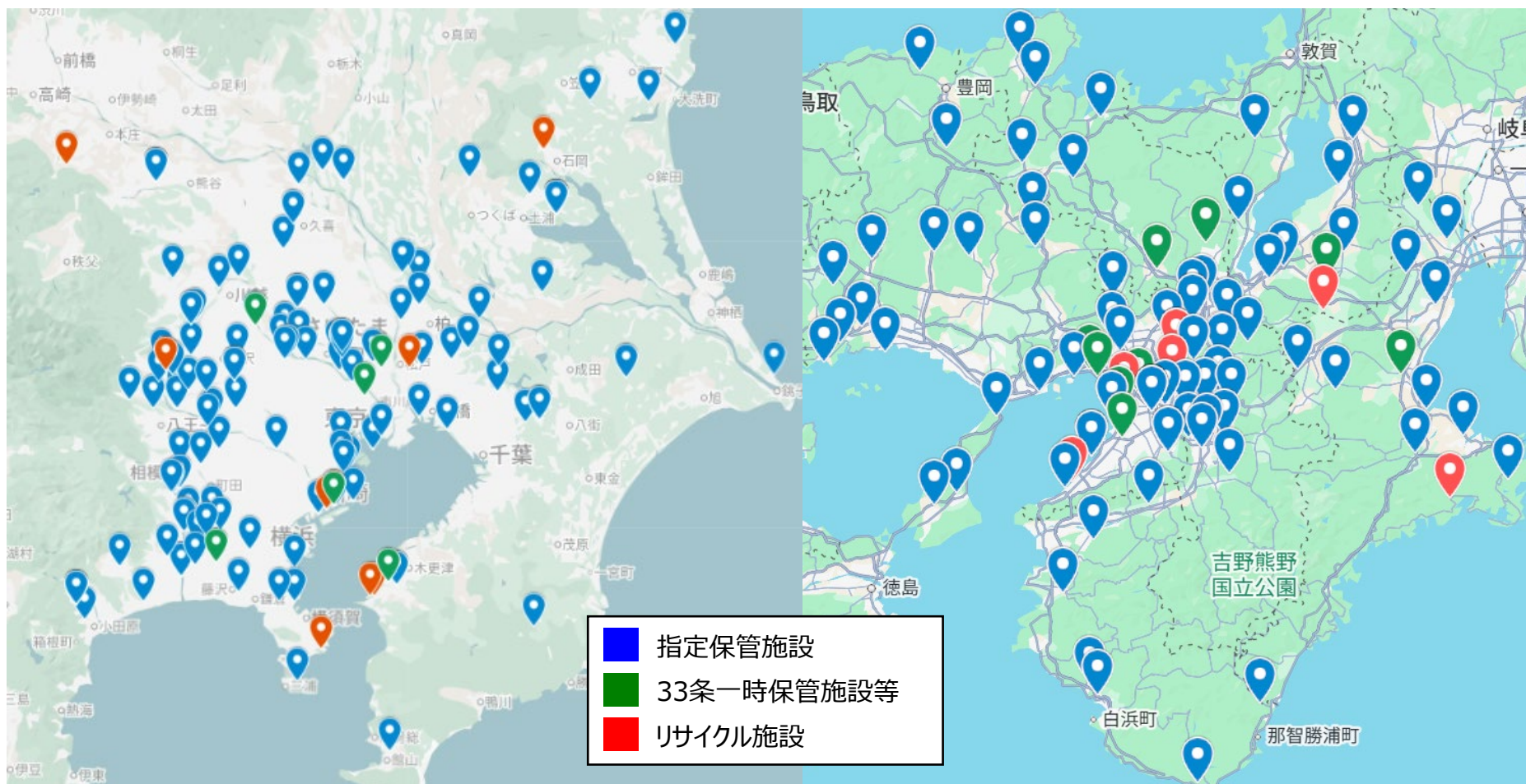
- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になります。



市区町村は**再商品化計画の認定申請の手引き**に従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要があります。

(参考) 自治体の選別保管施設の設置状況

- 容器包装リサイクル法では、概ね人口30万人当たり1か所を超えない割合で市区町村ごとに保管施設（直営or民間委託）が設置され、容器包装リサイクル協会に引き渡すために、分別収集したものから異物を除去した上で、圧縮した状態で保管することが求められている。



(埼玉県、茨城県、東京都、千葉県、神奈川県内の分布)

(滋賀県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県内の分布)

プラ法に基づいて製品プラ含めて分別収集を実施する自治体数及び量

- プラスチック資源循環促進法に基づいて製品プラスチックを含めてプラスチック資源を分別収集する自治体数は312（人口カバー率33.3%）
 - 一括回収して指定法人に引き渡しを行う自治体：246
 - 再商品化計画の認定を取得して、契約する再商品化事業者に引き渡しを行う自治体：76

＜令和8年度末までに指定法人へ分別収集物の引き渡しを開始する自治体数及び量＞

都道府県	自治体数	数量（ト）
北海道	13	3,343.8
青森県	8	359.64
岩手県	5	323
宮城県	25	5,122.97
福島県	22	1,835.68
茨城県	3	618
栃木県	4	2347.5
群馬県	12	1,883.51
埼玉県	9	8,665.61
千葉県	6	3,755.7
東京都	21	48,109
神奈川県	6	78,702.84
石川県	1	3,472.09
福井県	3	2,674.44
長野県	41	12,718.4

都道府県	自治体数	数量（ト）
岐阜県	2	19
静岡県	5	3,640.88
愛知県	18	36,271.99
三重県	4	1,200
京都府	6	14,173
大阪府	1	19,695
兵庫県	4	969
和歌山県	3	1,354
岡山県	11	7,042.36
広島県	2	839
山口県	1	68.42
香川県	1	34
福岡県	4	706
熊本県	1	250
鹿児島県	4	1,497.76
合計	246	261,693

※指定法人への引き渡しと再商品化計画に基づき契約事業者への引き渡しを同時に行う自治体は10。

※指定法人への引き渡しまたは再商品化計画に基づき契約事業者への引き渡しを令和8年度末までに開始する自治体のうち、令和8年4月時点で未実施の自治体は14。

※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が0の都道府県は表示していない。

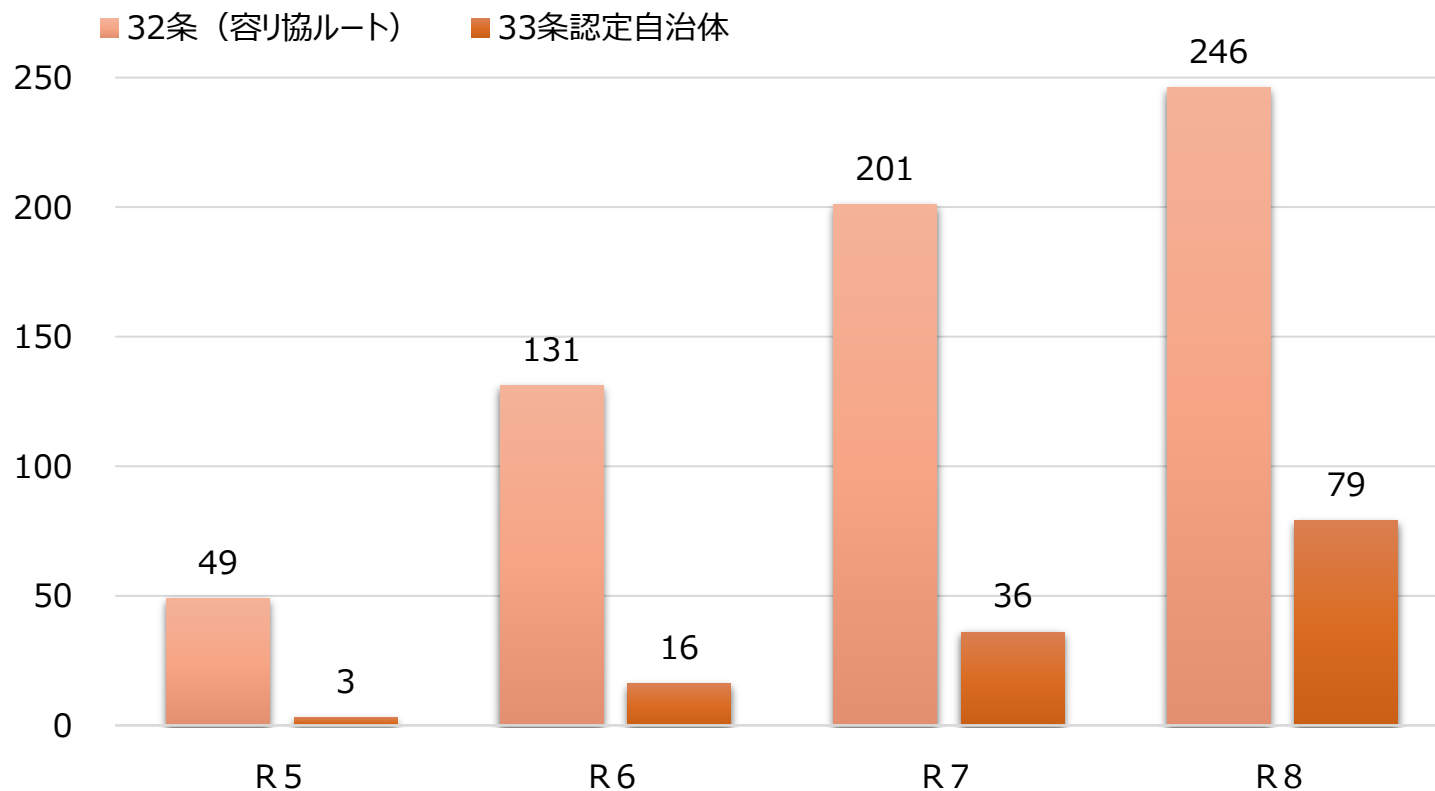
※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。

※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照（<https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r06/pla02.pdf>）

市区町村による分別収集・リサイクルの状況

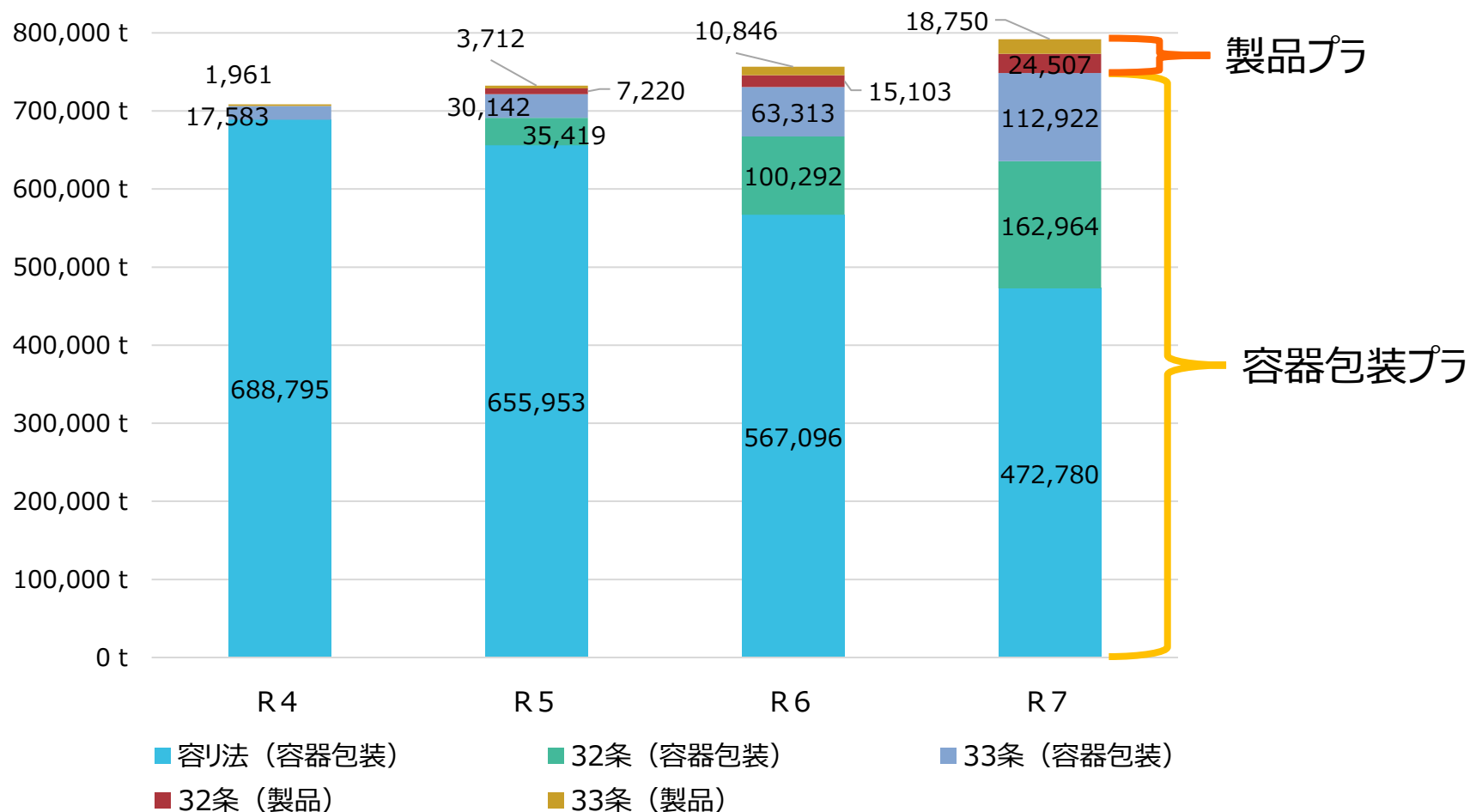
- プラ法に基づいて、容器包装以外のプラ製品の分別収集を実施する市区町村は、**315自治体**。
- プラ法第33条に基づいて、再商品化実施計画の認定を受けて、再商品化実施者にプラ資源の再商品化を委託する市区町村は、**79自治体**。
- 同条では、市区町村に求められる選別・梱包を行わずに再商品化実施者に直接搬入するケースや、地元のリサイクルプラントを誘致し、周辺の複数市区町村で連携して再商品化計画を策定するケースも。

プラ製品の分別収集実施自治体数



自治体によるプラ資源の分別収集量の推移

- プラ法施行後、自治体によるプラ資源全体の分別収集量は増加傾向にあり、容器包装プラ及び製品プラそれぞれの分別収集量も増加傾向にある。
- 一方で、容リ協が実施している入札制度で扱う量は、R 4 年度の約69万トンから、R 7 年度の約66万トンに微減している。



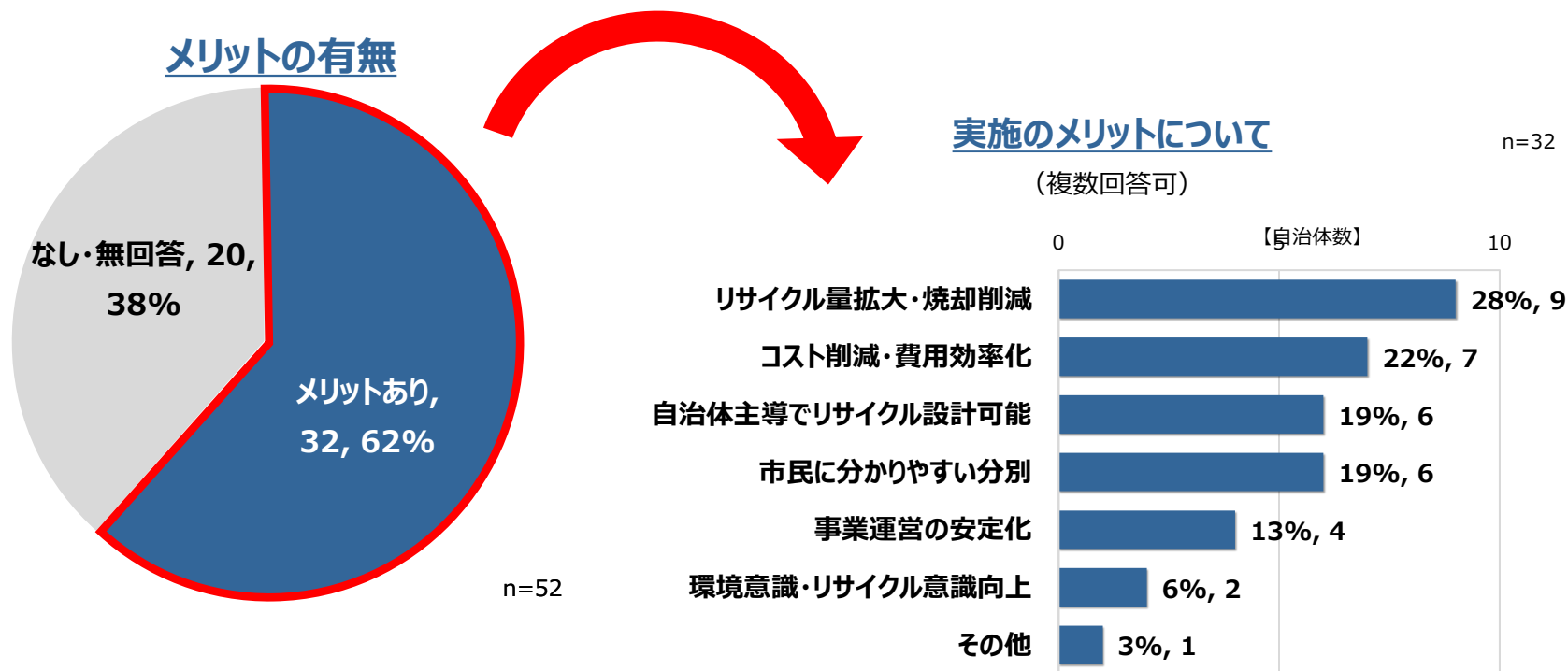
プラ法第33条の実態把握に向けたアンケート調査概要

- ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第33条の再商品化計画認定団体に対して、再商品化計画実施後の状況についてアンケートを実施した。
- ・ 調査対象：令和7年度末までに第33条の認定を取得している52自治体

	アンケート調査
実施時期	● 令和8年8月
対象	● 令和7年度末までにプラ法第33条の認定を取得している52自治体（全自治体より回答を回収）
調査項目	● 基本情報：自治体名、担当部署等 ● 分別収集・再商品化の方法：認定対象の分別収集物と収集方法、再商品化の実施方法等 ● 収集量の変化：認定計画実施の前後における、プラスチック容器包装廃棄物／それ以外のプラスチック使用製品廃棄物の収集量（トン／年） ● 処理方法の変化：実施前の容器包装廃棄物の処理手法、実施後の分別収集物回収後の中間処理 ● 費用の変化：実施前後の再処理総費用（収集～再商品化）と内訳（収集運搬・中間処理コスト、人件費、再商品化費用等） ● 認定の効果と課題：第33条認定を実施して良かった点、実施しての課題 ● 粗大ごみの再商品化：プラスチック製粗大ごみ（衣装ケース等）の再商品化に関する現状と課題 ● 今後の展開：リサイクル量拡大に向けた課題及び環境省への要望

アンケート調査結果：33条のメリットについて

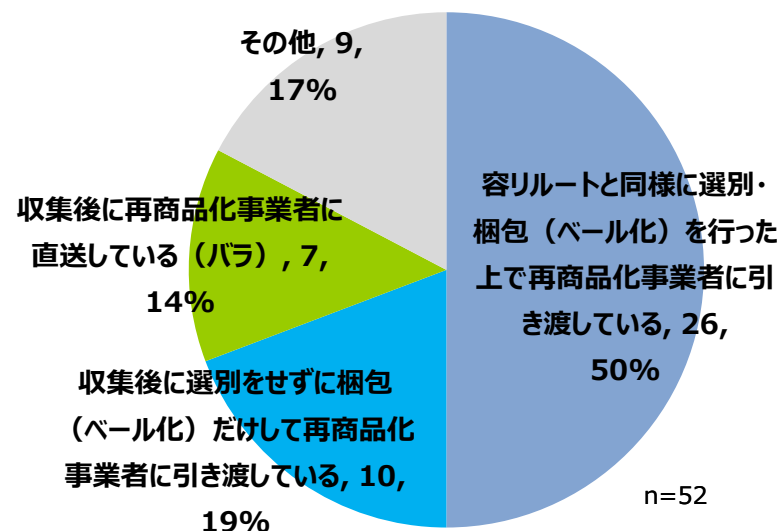
- 33条再商品化計画の認定自治体のうち約6割はメリットがあると回答
- リサイクル量の拡大・焼却削減、コスト削減・費用効率化、自治体主導でリサイクル設計可能などが主な理由。



アンケート調査結果：33条を活用したコスト削減

- 52自治体のうち5自治体において、実施後の収集から再商品化までの総費用が低減。
- 処理量の増加等によって総額のコスト増の自治体においても、中間処理費用の低減などにより、再商品化費用の低減を実現できている。
- 選別・梱包（バール化）を行った上で再商品化事業者に引き渡しているのは50%。収集後に選別をせずに梱包（バール化）だけしているのは19%、収集後に再商品化事業者に直送しているのは14%。

回収後の中間処理について



自治体	回収後の中間処理	削減率	自治体が挙げた主な理由
A	収集後に選別をせずに梱包（バール化）だけして再商品化事業者に引き渡している。	▲16.7%	中間処理費・再商品化費双方が減少。
B	収集後に選別をせずに梱包（バール化）だけして再商品化事業者に引き渡している。	▲20.3%	選別工程により異物残渣返却がなくなりコストダウン。
C	容リルートと同様に選別・梱包（バール化）を行った上で再商品化事業者に引き渡している。	▲5.7%	事業者との調整により柔軟な処理を実施。選別保管費が減少。
D	収集後に再商品化事業者に直送している（バラ）。	▲97.2%	市での中間処理が省略でき委託費用が不要になるため、その分のコストダウン。
E	32条と33条を併用。33条では収集後に再商品化事業者に直送している（バラ）。	▲10.8%	異物除去委託費が約4.7億円→約2.1億円に低下し、総額でも削減。

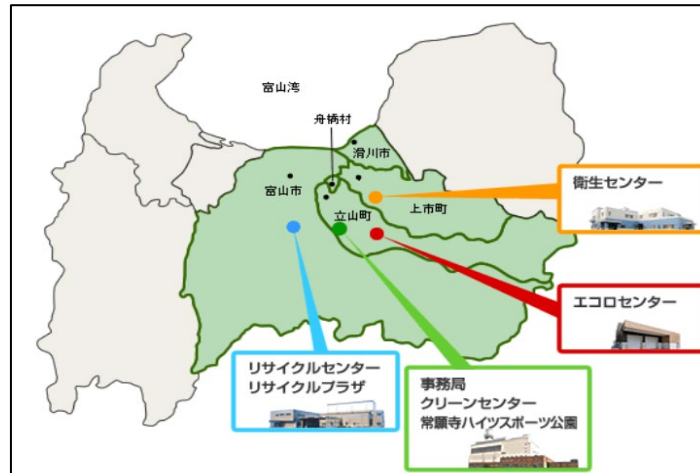
プラ法第33条事例：周辺自治体による広域計画

■ 青森県弘前市(申請代表者)



項目	内容
構成市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村
総人口 (R7.4.1時点)	261,315人
認定期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日
分別収集物の種類	① プラスチック容器包装廃棄物 ② ①以外のプラスチック使用製品廃棄物
再商品化実施者	株式会社青南商事 事業者所在地：青森県弘前市大字神田五丁目4番地5号
特徴	各市町村は収集後、中間処理をせずに黒石市の再商品化施設に直接搬入する(バラ)。津軽8市町村による広域連携の受け皿として、青南商事が新たに黒石市に整備したプラスチックリサイクル施設を活用している。

■ 富山地区広域圏事務組合(申請代表者)



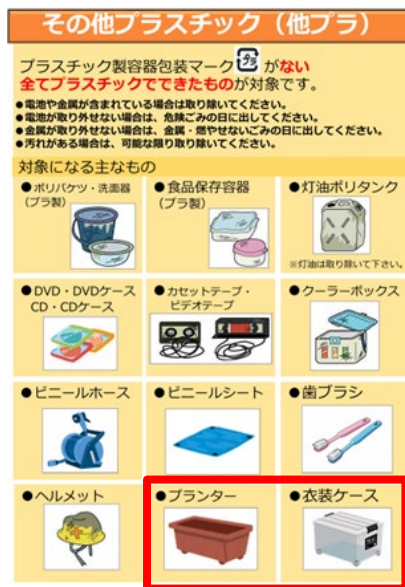
項目	内容
構成市町村	富山市、滑川市、立山町、上市町、船橋村
総人口 (R8.4.1時点)	478,007人
認定期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日
分別収集物の種類	① プラスチック容器包装廃棄物 ② ①以外のプラスチック使用製品廃棄物
再商品化実施者	株式会社富山環境整備 事業者所在地：富山県富山市婦中町吉谷3番地3
特徴	当初の認定は富山市のみであったが、令和8年度より、近隣自治体を含めた広域連携の認定計画となった。

引用：富山地区広域圏事務組合HP（人口はR8.4.1時点）

プラ法33条事例：自治体主導の計画策定

- 33条を活かして、**衣装ケースの製品プラ**としての回収や、自治体がマテリアルとケミカルの両方を活用してリサイクルを実施したり、地元の再商品化・利用事業者を選択することで**区域内循環**を実現している。

津市の取り組み事例（分別例）



多くの自治体が製品プラスチックは30cm以下とすると、津市は制限を設けずに回収

出所）津市HP
「ごみ分別ガイドブック」
津市公式ウェブサイト Official Website of Tsu City

岡山市の取り組み事例（再商品化製品の例）

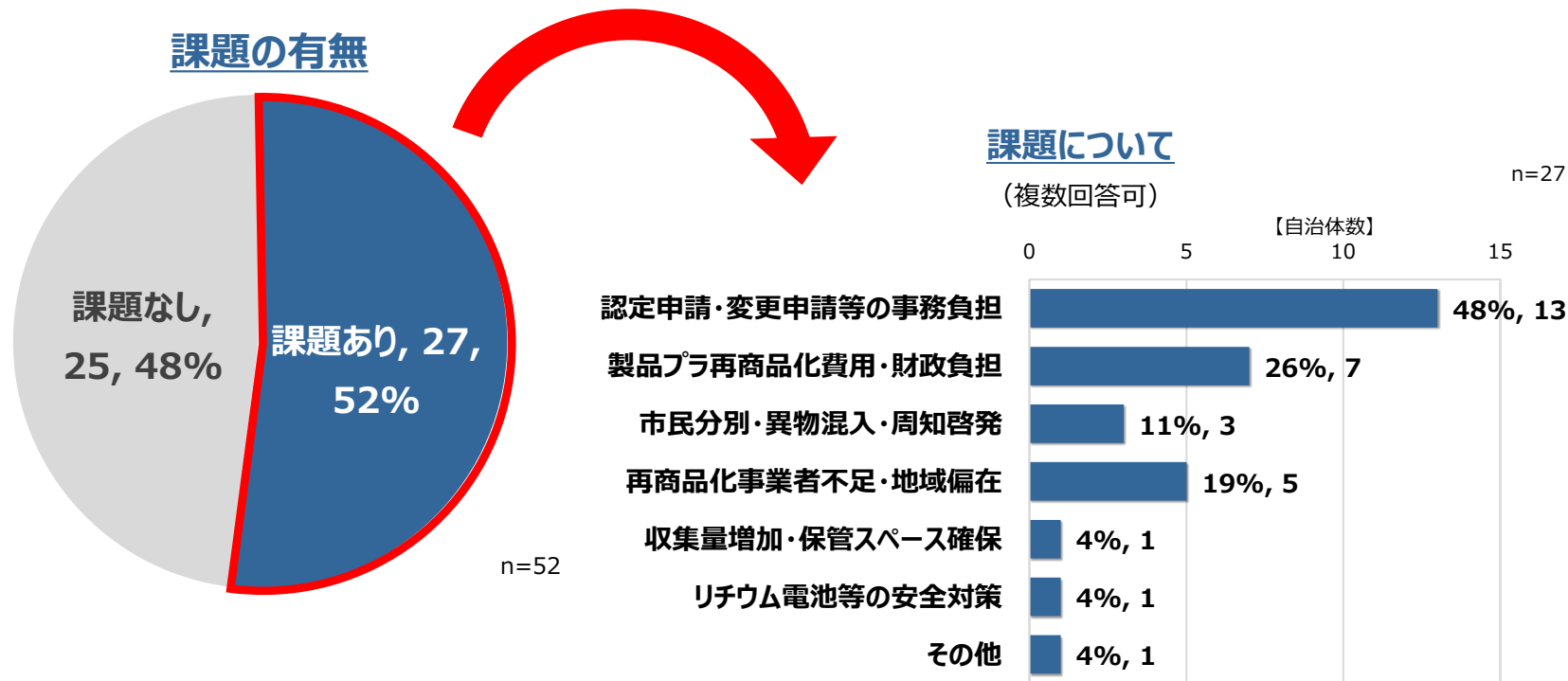
処理事業場	再商品化製品	製品写真
平林金属株式会社 リサイクルファーム御津（北区御津）	再生原料 （PE・PP 混合フレーク）	
利用事業者	再商品化製品	製品写真
株式会社リプロ（南区中畦）	杭（土木資材）	
岐阜プラスチック工業株式会社 倉敷工場（倉敷市玉島乙島）	パレット（物流資材）	

出所）岡山市HP「岡山市広報連絡資料」20250326_plastic.pdf

自治体	取組概要	特徴・ポイント	課題
津市	容器包装プラと製品プラを別袋で分別回収。三重中央開発と連携し、 衣装ケース等の大型品もマテリアルリサイクルの対象 としている。	材質・大きさの制限を設けず回収 、粗大ごみ扱いの大型プラも対象とする点が特徴。	再商品化事業者との調整負担。総費用は約3.7%増。
川崎市	Jサーキュラーシステム、レゾナック等を活用し、 MR・CRを併用 。	自治体のリサイクル手法を選択 。容リ協ルートより再商品化費用を低減。衣装ケースの実証も予定。	事務負担が大きく契約手続きが煩雑。
岡山市	市内で回収した硬質プラスチックを、市内の処理施設で再生原料に加工し、県内の製造工場で使用し、 区域内循環を実現 。	地域内事業者（平林金属）を活用し、区域内循環を実現 。	区域内の再商品化事業者が少ない。

アンケート調査結果：33条の課題

- 33条再商品化計画の認定自治体のうち過半数は課題があると回答。
- 認定申請・変更申請などの事務負担、製品プラ再商品化費用の負担が主な課題。



(参考) プラスチック製品の分別収集・再商品化経費に対する特別交付税措置

- 分別収集物に含まれる**容器包装については、容リ法に基づき特定事業者が再商品化の責任を負担**する。一方、**容器包装以外の製品については、引き続き市区町村にその処理責任**がある。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号)が令和4年4月1日に施行し、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化の努力義務が規定されたことを踏まえ、令和4年度から製品プラスチックリサイクルに係る分別収集・再商品化に要する経費について**特別交付税措置**を講じており、**自治体のプラスチック製品の分別収集～再商品化にかかる費用の半分を補助**。

プラスチック製容器包装の分別収集

市区町村 (又は委託業者)

分別収集



選別・梱包・保管



自治体負担

リサイクル事業者

運搬



再商品化

特定事業者の負担

プラスチック製品の分別収集 (R4年度～)

市区町村 (又は委託業者)

分別収集



選別・梱包・保管



運搬



再商品化

自治体負担 (特別交付税措置により半額負担)

リサイクル事業者

算定式

$$(A \text{ t} \times 8.8 \text{ 万円} / \text{t} + B \text{ t} \times 6.4 \text{ 万円} / \text{t}) \times 0.5$$

市区町村の製品プラスチック分別収集量 (トン)

分別収集の標準的な単価

市区町村の製品プラスチック再商品化量 (トン)

再商品化の標準的な単価

リサイクル事業者へのヒアリング結果概要

- プラ法33条の認定計画に基づいてリサイクルを実施する事業者に、33条の運用や高品質な再生プラスチックの安定供給に向けた施策についてヒアリングを実施し把握した課題や対応策案は以下のとおり。

ヒアリング概要	現状の課題	対応策案
サプライチェーン全体設計	● 再生材の出口（需要・用途）まで見据えた設計になっておらず、33条における価格・コスト重視の選定・認定スキーム（過去の再商品化費用を下回ることが認定基準となっていること）が高品質化や設備投資を抑制している。	● 33条は、再生材の出口を起点にサプライチェーン全体を設計し、価格のみでなくリサイクル手法・品質・トレーサビリティ等を評価する仕組みとする。 ● 認定基準や事業者選定の考え方を、資源循環政策の方向性（高品質な再生材の製造・動静脈連携）に即して見直す。
運用の負担軽減	● 33条の申請・変更手続や日常管理、品質検査、報告等について、自治体ごとに対応する必要があり、事業者の事務負担・コストが増大している。	● 事業者の事務負担を軽減するため、手続・品質確認・報告等は容リルート[※]の管理・仕組み等を活用しつつ、自治体ごとの個別対応の負担を縮減する。
回収拡大	● 再生プラスチックのニーズが高まる一方、必要な原料量の確保が十分に進んでいない	● プラスチック製容器包装廃棄物の分別適合基準の見直す。 ● AI選別設備や高度選別技術の導入支援を強化し、収率の向上を推進する。
リチウムイオン電池対策	● リチウムイオン電池の混入による火災の増加・大型化により、事業者が多額の安全対策費用を負担している。除去の責任分担も不明確。	● 製造事業者・自治体・リサイクル事業者の役割分担と費用負担を明確化し、回収・除去の実効性を高める。
制度間の整合	● 廃掃法、容リ法、プラ法、高度化法等の制度間で品質基準等の定義や位置づけが異なり、合理的な事業運営を阻害している。品質基準・収率基準・販売ルール等の制度上の制約も事業展開の妨げとなっている。	● 制度間の整合・接続性を確保するとともに、品質基準・収率基準等を「再生材製造業」の観点から見直す。

3) 論点の整理

家庭由来廃プラスチックの再資源化拡大に向けた検討論点

- 自治体・再商品化事業者への調査を通じて、可燃ごみ中に「きれいなプラスチック」が相当量残存している一方で、市民への分別呼びかけのみでは回収量の増加効果が限定的であること、製品プラ・粗大ごみプラの分別収集が一部の自治体にとどまること、プラ法第33条の活用により中間処理の合理化やコスト削減が可能である一方で事務負担等の課題があることが確認された。
- 一方で、回収拡大に取り組む自治体へのインセンティブの在り方や、異物（リチウムイオン電池等）対策の役割分担・費用負担の在り方までは十分に整理できていない。
- 今後の検討に向けて、家庭由来廃プラスチックの回収拡大とサプライチェーンの最適化のために優先的に取り組むべき課題や確認すべき事項についてご意見をいただきたい。

論点① 市民からプラスチック資源回収をどう最大化するか

- 市民の分別が不十分で可燃ごみへプラスチックが混入しているが、どのように回収できるか。
- 製品プラ、粗大ごみプラの未回収の自治体が存在するが、回収に取り組んでもらうにはどうすればよいか。

論点② 回収量の拡大と分別の質の確保をどう両立するか

- 回収量が増えると汚れや異物（リチウムイオン電池等）の混入も増え、収集・再資源化工程の負担や火災リスクが高まることが懸念される。回収量の拡大と一定の分別品質の確保を両立するため、市民や自治体にどの程度の分別を求めていくべきか。

論点③ プラスチック資源の回収から再商品化までのサプライチェーンの最適化をどう進めるか

- 自治体ごとに収集から再商品化までの方法が異なり、工程や輸送に非効率が生じているケースもある。33条による事例（広域収集等）も踏まえ、どのように合理化を進められるか。
- 再商品化事業者が、自治体が回収したプラスチック資源の再商品化にあたり、プロセスや品質の高度化や設備投資に取り組むインセンティブが働くような仕組みとしてどのようなものが必要か。

プラスチック資源の回収・再資源化フローと論点の位置づけ

- 家庭由来のプラスチック資源の回収拡大・サプライチェーンの最適化に向けた論点を現状のフローに位置付けると以下のとおりである。

